

| | |
|--|--|
| 件名 | 職員の修学部分休業に関する条例 |
| 主管課 | 人事課 |
| 根拠法令等 | 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律 (平成16年6月9日公布、平成16年8月1日施行) |
| <p>【制度の概要】 職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務運営に支障がなく、かつ、当該修学が職員の公務能力の向上に資するときは、給料を減額して修学のために必要な時間を休業することを、任命権者が承認することができるようにするもの。</p> <p>【条例の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修学部分休業制度の導入 任命権者が、職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる制度を導入 2 取得時間等 <ul style="list-style-type: none"> ・週20時間以内、日又は30分単位で取得 ・2年以内 3 対象となる教育施設 大学院、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等 4 給与の減額 <ul style="list-style-type: none"> ・修学部分休業期間中、1時間当たりの給料、調整手当、管理職手当等を減額 ・自家用車等で通勤している職員のうち通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員については、通勤手当を減額 5 承認の取消し <ul style="list-style-type: none"> ・休業に係る教育施設を退学、休学、頻繁に欠席したとき。 ・当該職員が修学部分休業をすることが公務の運営に支障があると認めるとき。 6 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・申請手続、様式等は人事委員会規則に委任 | |
| 施行日 | 平成17年4月1日 |